

防火安心みおつくしマーク表示制度における「避難安全性に関すること」に係る細目について

(平成21年4月17日消防局予防部長決裁)

標題について、防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱（平成21年3月31日計画調整局長、健康福祉局長、消防局長決裁）別表「第3避難安全性に関すること」についての細目を次のとおり定める。

記

防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱別表第3「避難安全性に関すること」に係る細目

平成21年4月17日

- 1 避難経路図は、個室内において利用者が一見できる箇所に表示し、当該避難経路図を隠ぺいし、又は識別を妨げるおそれのある鏡又はカーテンその他装飾用物品を設けないこと
- 2 避難経路の確保は、防火安心みおつくしマーク表示制度における「2以上の有効な避難経路の確保していること」の交付基準細則（平成21年4月1日施行 計画調整局長、消防局長決裁）第3項に定める2以上の避難施設に代えて、1以上の避難施設と組み合わせとすることができる消防法上の避難器具及び避難上有効な開口部（避難階に限る。）は、それぞれ次の各号に定めるところによること
 - (1) 消防法上の避難器具は、常時使用することができる位置に避難上有効に設置されていること
 - (2) 避難上有効な開口部（避難階に限る。）は、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第4条の2の2第1項に定める開口部で、同条第2項第2号、第3号に適合し、かつ容易に利用できるものであること